

資料 2

令和 7 年度
事 業 概 要

堺 市 保 健 所

目 次

①	医務・厚生統計 (保健医療業務課)	1
②	薬事衛生 (保健医療業務課)	3
③	公害補償 (保健医療業務課)	5
④	難病対策 (保健医療業務課)	7
⑤	結核対策 (感染症対策課)	10
⑥	予防接種 (感染症対策課)	12
⑦	感染症対策 (感染症対策課)	14
⑧	食品衛生 (食品衛生課)	17
⑨	狂犬病予防と動物の愛護及び管理 (動物指導センター)	22
⑩	生活衛生 (生活衛生課)	25

医務・厚生統計

(保健医療薬務課)

概要

1 医務業務

医療法等に基づき、病院・人工透析診療所等及び衛生検査所に対する立入検査の実施や病院・診療所等の開設許可、届出の受理及び医療従事者の免許に係る大阪府への進達事務を行う。また、医療に関する市民からの相談・苦情に応じるため、医療相談窓口を設置し、医療の質の向上を図る。

(1) 立入検査

病院、人工透析診療所、療養病床設置診療所及び有床診療所に対し、医療法その他の法令及び立入検査要綱（大阪府）等に基づき、人員・構造設備・管理体制などの検査項目により立入検査を行い、適正な医療提供の確保を図る。

また、臨床検査技師等に関する法律等に基づき、衛生検査所に対し立入検査を行い、適正な検査の確保を図る。

(2) 開設許可及び届出の受理、免許申請事務

医療法等に基づき病院・診療所・助産所・施術所等の開設の許可や届出の受理を行う。

また、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、薬剤師等の医療従事者の免許の登録、書き換え等に係る進達を行う。

(3) 医療相談

医療に関する患者・家族等からの相談・苦情等に迅速に対応するため専門の相談員を配置し、医療相談窓口を設置する。医療相談窓口に寄せられた情報を医療機関に提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を図る。

2 厚生統計

厚生統計とは、厚生労働省所管の統計調査で人口動態、保健等に関する統計のことを行う。

厚生統計は、厚生労働省などの各省庁や、地方自治体の行政施策の基礎資料となるほか、民間企業などでも利用される。調査の目的別の具体例は次のとおり。

○基幹統計調査

全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計（基幹統計）の作成を目的として以下の統計調査を実施する。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する人口動態事象を把握し、衛生行政施策の基礎資料を得る。

(2) 国民生活基礎調査

保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。

(3) 医療施設調査（動態）

病院及び診療所の分布及び整備の実態を明らかにし、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

○一般統計調査

基幹統計以外の統計として、出生動向基本調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告の統計調査を実施する。

薬事衛生

(保健医療薬務課)

概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法に基づき、薬局、店舗販売業者、医療機器販売業者及び毒物劇物販売業者等に対する立入検査の実施や開設許可・登録、届出の受理を行う。また、医薬品等の適正使用及び薬物乱用の防止を図るため、市民に対し啓発活動を実施する。

1 薬局等への衛生管理指導

(1) 立入検査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領等に基づき、高品質で有効性及び安全性が確保された医薬品、医療機器等の供給を図り、市民の保健衛生の向上に寄与するために、薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業等の施設に対し監視指導を実施する。

また、医薬部外品、化粧品等の販売に係る広告等に対し相談対応及び監視指導を行う。

(2) 開設許可及び届出の受理

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき薬局、薬局製造医薬品製造販売業、薬局製造医薬品製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業及び管理医療機器等販売業貸与業の開設の許可や届出の受理を行う。

(3) 健康食品の試買検査

医薬品成分を含有した健康食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図ることを目的として、健康食品の試買検査を行う。

2 毒物劇物販売施設への衛生管理指導

(1) 立入検査

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業登録業者、特定毒物研究者及び毒物劇物業務上取扱者に対し、毒物及び劇物の適正な販売・保管管理の徹底について監視指導を行う。また、警察・消防等の関係機関と協力し、危険物等積載車両一斉取締りを行い、対象である毒物劇物積載車両について調査指導を行う。

(2) 許可、登録及び届出の受理

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、特定毒物研究者及び毒物劇物業務上取扱者の許可、登録及び届出の受理を行う。

3 啓発事業

(1) 薬物乱用防止啓発

現在、本市における薬物乱用防止啓発は教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課、子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課及び本課が実施している。本課としては今年度、各区域で行われる「区民まつり」等でパネル・映像等による啓発、市内学校で薬物乱用防止教室を開催するにあたって、要望に応じて啓発 DVD・パネルの貸出並びに啓発冊子・リーフレットの提供を行う。さらに、市役所におけるパネル展の開催、懸垂幕の掲出、広報紙・ホームページ・SNS等での積極的な情報発信による啓発を実施する。

(2) 医薬品の適正使用啓発

国が定める「薬と健康の週間」において、大阪府、府内保健所設置市及び関係団体と連携し、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く浸透させることにより、保健衛生の維持向上に寄与することを目的として啓発活動を行う。また、市役所におけるパネル展の開催、懸垂幕の掲出、広報紙・ホームページ・SNS等での情報発信、啓発資材の貸出等を行い、市民への啓発を実施する。

公害補償

(保健医療薬務課)

概要

本市の公害健康被害者対策は、昭和46年1月、三宝小学校区の40歳以上の住民を対象に「大気汚染が健康に及ぼす影響調査」を行ったところ、慢性気管支炎の有症率が6.9%という高い数値が示されたことにより、同年10月から取り組んだ本市独自の救済を始まりとする。

昭和49年「公害健康被害補償法」が施行され、大気汚染による健康被害者に対して療養の給付等を行うとともに、損なわれた健康の回復を図るための公害保健福祉事業を実施してきた。その後、大気汚染の状況が変化してきたことから、昭和63年「公害健康被害の補償等に関する法律」が施行され、公害指定地域を全面解除し、新規の患者認定は行わないこととなった。現在は、既認定患者の補償に重点を置いた対策へと転換した。

1 公害による健康被害者の認定

大気汚染による健康被害の指定疾患には、気管支ぜん息や慢性気管支炎などがあるが、これらは非特異的疾患であることから、指定地域に一定期間以上居住又は通勤し、指定疾患にかかっていれば、大気汚染の影響によるものとして認定してきた経緯がある。被認定者には公害医療手帳を交付し、3年毎に更新しており、認定の更新、等級の認定等は公害健康被害認定審査会で審査する。

2 被認定者に対する給付

補償給付（公害健康被害の補償等に関する法律）

① 療養の給付及び療養費

指定疾患に係る治療を受けた場合に医療費を給付

② 障害補償費

満15歳以上の被認定者を対象に、指定疾患による障害等級に応じて支給

③ 遺族補償費

指定疾患によって死亡された場合、その人によって生計を維持していた一定範囲の遺族に支給

④ 遺族補償一時金

遺族補償費を受けることができる遺族がいない場合に、一定範囲の遺族に支給

⑤ 療養手当

指定疾患に係る入院、通院の諸雑費にあてるため、診療実日数に応じて支給

⑥ 葬祭料

指定疾患によって死亡された場合、その葬祭を行う人に対して支給

3 公害保健福祉事業

被認定者の健康の回復と福祉の向上のため、次の事業を実施。

(1) 家庭療養指導

保健師が被認定者の自宅訪問等により日常生活の指導や保健指導を実施。

(2) インフルエンザ予防接種費用助成事業

被認定患者で、インフルエンザ予防接種を受けた者の自己負担となる費用を助成。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成事業

65歳以上の被認定患者で、新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者の自己負担となる費用の一部を助成。

4 環境保健事業

慢性閉塞性肺疾患の予防、健康の回復を図るため、次の事業を実施。

呼吸器疾患相談

医師による呼吸器疾患の相談、指導を行い、疾病の予防及び疾病に対する知識の普及を図る。

5 石綿（アスベスト）検診

過去に石綿にばく露した可能性のある方を対象に、環境省が行う調査事業「石綿読影の精度に係る調査」に参加する形で検診を実施し、受診者の健康被害への不安をやわらげるとともに、継続した健康管理の勧奨を行う。

当検診は、既存検診にて撮影した胸部X線画像を市内医療機関にて石綿関連所見の観点から一次読影を行った後、環境省に画像を送付し、国の専門医が二次読影を行い、これらの読影の中で「要精密検査」と診断された方については、市内医療機関において、精密検査として胸部C T撮影を行う。

難病対策

(保健医療薬務課)

概要

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものとされている。難病や幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾患は、治療が長引き完治しにくいことから、肉体的、心理的負担に加えて、医療費や介護費などの大きな経済的負担を患者や家族が抱えることになる。

国の難病対策は、昭和30年代に社会問題となった「スモン」対策として、研究推進と医療費助成を連動して行ったことに始まり、昭和47年に策定された「難病対策要綱」に基づき、推進されてきた。

難病及び小児の慢性疾患については、これまで国が指定する疾患の患者に対し、国及び地方公共団体による医療費の助成が行われてきたが、難病については法律に基づく制度としては確立されておらず、小児の慢性疾患の医療費助成についても、安定的な財源の仕組みとなっていました。

このような背景を受けて、平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下、「難病法」という。)及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行された。法定化にあたっては、難病施策の総合的な基本方針の策定、新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立、難病に関する調査研究の推進及び療養環境の整備が図られている。

平成30年4月1日より難病法の大都市特例に基づき、医療費助成をはじめとする難病関係業務が、都道府県から政令指定都市へ権限が移譲された。また、医療費助成の対象となる指定難病については、56疾患から段階的に拡大され、令和7年4月1日には348疾患となり、小児慢性特定疾患についても令和7年4月1日より801疾患に拡大された。

1 難病患者の保健福祉

(1)特定医療費(指定難病)助成

難病法に基づき、国が定める指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、指定難病患者の長期の療養による医療費の経済的な負担軽減を図ることを目的に、医療費の自己負担分の一部を公費助成する。

(2)在宅人工呼吸器使用患者への支援

当該指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用する指定難病患者に対し、訪問看護に係る費用を一部公費負担する。

(3)療養の相談・指導

① 個別療養支援

特定医療費(指定難病)支給認定の申請時に、保健センターで患者又はその家族と面接

を行い、必要に応じ保健師等が家庭訪問し、療養に関する指導援助を行う。また、指定難病のうち多系統萎縮症及びALS(筋萎縮性側索硬化症)等重症化する神経・筋難病6疾病を保健医療薬務課で集中管理し、保健師による個別療養支援等を実施する。

② 難病患者支援センター

堺市立健康福祉プラザ内に難病患者支援センターを設置し、難病患者・家族の療養・生活上の悩みや不安等の解消を図り、療養生活や社会参加などに必要な情報を得るための場として、一般社団法人大阪府特定疾患研究会に委託し運営する。

学習会や患者同士の交流会、ワークショップ、仲間相談、就労支援等を実施することにより、疾病に関する知識の普及や療養生活に役立つ情報提供を行う。

③ 難病支援連絡会

難病患者・家族が安心して療養できる環境づくりをめざし、市内の医療・保健・福祉等の難病関係支援者間のネットワーク構築を図り、一層の連携を推進するため、堺市難病支援連絡会を設置。

2 小児慢性特定疾病

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成

児童福祉法に基づき、国が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を公費助成する。市内に居住する18歳未満の児童で、対象疾病ごとに定められた疾病の状態の程度に該当する患者を対象とする。また、さらに継続して治療を必要とする場合は20歳未満までが対象となる(18歳以上の新規申請は対象外)。

(2) 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病の医療受給者証を交付された方で、日常生活に著しく支障のある場合は、疾病の種類や程度に応じて、日常生活用具の給付を行う。ただし、他の制度による給付を受けていない方に限る。また、世帯の所得に応じて自己負担があり、品目ごとに上限額が決められている。

(3) こども健康手帳の交付

希望する患者に「こども健康手帳」を交付し、各自の治療内容、緊急時の処置方法などを記入し、一貫した治療及び指導に役立てるとともに、症状急変の際の迅速な対応を図る。

(4) 保健指導等

保健センターでは、家庭看護の指導、食事・栄養指導など、希望に応じて面接、家庭訪問を行う。また、平成28年度から、難病患者支援センターに小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、疾病児童等の自立支援に向けた取り組みを進める。

3 原子爆弾被爆者健康診断

原子爆弾被爆者の方が、今なお置かれている健康上の特別な状況を考え、その健康の

保持及び向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、大阪府の委託を受け、春期及び秋期の年2回、市内7か所の保健センターで健康診断を行う。

4 骨髄移植普及促進

白血病等の治療が困難な血液疾患に対する有効な治療法のひとつである骨髄移植を一層普及するため、NPO法人等との連携の強化を進めながら、献血併行型ドナー登録会の拡充や、主に若年層を対象とした骨髄移植についての効果的な啓発などに取り組む。

令和2年度以降、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより寄附を広く全国から募集し、ドナーへの資金援助や骨髄移植について理解を深めていただくための取組を実施。

結 核 対 策

(感染症対策課)

概要

結核対策としては、健康診断、患者管理、医療費の公費負担等一貫した体系の中で実施する。

1 結核定期健康診断

(1) 肺がん・結核検診

40歳以上の一般市民を対象に、市内実施協力医療機関において胸部エックス線検査を行う個別検診を実施。検診を受ける機会を拡充させることで、結核の早期発見、蔓延防止を図る。

(2) 結核定期健康診断補助金

結核定期健康診断を実施した私立学校等に対して補助金を交付する。

2 接触者健診

結核患者の家族及び結核患者と接触のあった者等に対し、結核予防上特に必要があると認めるときは、胸部エックス線、IGRAs検査 (QFT、T-S P O T. T B) 等を実施し、他への感染の有無や新たな結核患者の早期発見を図る。

3 患者管理

(1) 患者登録・保健指導・服薬支援 (D O T S)

結核患者を把握し、適切な対策、指導を行うために患者登録を行う。

また、服薬支援 (D O T S) により、治療中断や脱落を予防し患者の治療完遂率向上を図る。

(2) 管理検診

結核登録票に登録されている者に対して、治療終了後の再発の有無や病状を把握するためにエックス線検査等による精密検査を行う。

(3) 定期病状調査

登録者の中で、公費負担医療及び管理検診による病状把握が困難な者について、医療機関から登録者の病状等を把握することにより、再発及び二次感染を防止する。

(4) 感染症（結核）発生動向調査

結核の登録者に関する情報を集中管理し、患者管理を行うとともに、結核対策の基礎資料とする。

4 感染防止

（1）就業制限・入院勧告

公衆あるいは同居者に対する感染の防止を図るため、就業制限及び入院勧告を行う。

5 医療

（1）医療機関の指定

結核医療の適切な普及のため、医療機関を指定し、告示する。

（2）医療費の公費負担

結核患者の医療費については、結核治療に要する医療費の一部あるいは全部を公費負担する。

6 感染症診査協議会（結核診査部会）

結核患者の就業制限・入院勧告の要否及び医療の適否を審査する。

7 結核対策特別促進事業

地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業を実施することにより、効率的・効果的な結核予防対策を推進する。

（主な事業）

結核の治癒率向上（D O T S（直接服薬確認療法））事業

ハイリスク者に対する健康診断事業（エックス線検査）

外国人に対するD O T Sを行うために必要な医療通訳事業 など

予 防 接 種

(感染症対策課)

概要

1 予防接種

国民全体の免疫水準を維持し、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施

予防接種の種類				接種対象年齢	実施場所	
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ (五種混合 はヒブも)	DPT-IPV- Hib 五種混合 又は DPT-IPV 四種混合	1 期	初 回	1回目 2回目 3回目	生後 2~90 月未満	市内の委託医療機関
	DT 二種混合		追 加			
麻しん・風しん	2 期			11~13 歳未満	市内の委託医療機関	
	1 期			生後 12~24 月未満	市内の委託医療機関	
日本脳炎 (注 1)	1 期	初 回	1回目 2回目	5 歳~7 歳未満で、小学校就学日の 1 年前から就学日の前日までの間		
			追 加	生後 6~90 月未満	市内の委託医療機関	
	2 期			9~13 歳未満		
B C G			1 歳未満 1 歳~4 歳未満 (注 2)		市内の委託医療機関	
ヒブ			生後 2 月~5 歳未満		市内の委託医療機関	
小児用肺炎球菌			生後 2 月~5 歳未満		市内の委託医療機関	
HPV (子宮頸がん予防)			小学校 6 年生~高校 1 年生に 相当する年齢の女子 キャッチアップ接種等の経過措置 対象者 (注 3)		市内の委託医療機関	
水痘			生後 12~36 月未満		市内の委託医療機関	
B 型肝炎			1 歳未満		市内の委託医療機関	
ロタ			生後 6~24 週か生後 6~32 週		市内の委託医療機関	
風しん (注 4)		5 期	昭和 37 年 4 月 2 日~昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性		市内の委託医療機関	

インフルエンザ	65歳以上 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫不全の方で、おおむね身体障害者障害程度等級1級相当	市内の委託医療機関 10月から1月に実施
新型コロナウイルス感染症		市内の委託医療機関 10月から1月に実施
高齢者の肺炎球菌	65歳 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫不全の方で、おおむね身体障害者障害程度等級1級相当	市内の委託医療機関
帯状疱疹	年度中に65歳となる者 年度中に70、75、80、85、90、95、100歳となる者 ※100歳以上の者についても、令和7年度に限り全員対象 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫不全の方で、おおむね身体障害者障害程度等級1級相当	市内の委託医療機関

- (注 1) 日本脳炎は、平成17年（2005）年の積極的勧奨を差し控えたことにより、接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）に対し、特例対象として20歳の誕生日の前日まで不足している回数分を定期接種として実施。
- (注 2) BCG 予防接種は、結核まん延状況を勘案し、4歳未満まで全額公費負担による実施（生後1歳から4歳未満は任意接種）。
- (注 3) 平成9年度から平成20年度生まれの女子で、キャッチアップ期間中の3年間（令和4年度から令和6年度まで）にHPV 予防接種を1回以上接種している者に対し、令和7年度の1年間は公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を実施。
- (注 4) 風しん5期は、予防接種法施行令の改正により、令和7年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった男性を対象に定期接種としてしていたが、國の方針に基づき、接種対象期間を令和9年3月31日まで延長した。ただし、令和7年3月31日までに風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないと判明した者に限る。

感 染 症 対 策

(感染症対策課)

概要

1 性感染症予防事業

梅毒血清反応検査及びクラミジア核酸同定検査を毎月 1 回各保健センターにおいて無料で実施し、梅毒血清反応検査については、HIV 夜間検査（奇数月第 3 水曜日に市内会場を設け実施）の会場でも、HIV 検査と同時実施している。また、令和 7 年 12 月より梅毒及び HIV の郵送検査（受検者の費用負担あり）を実施する。

加えて、6 月を性感染症予防月間と定め、広報等による性感染症に関する知識の普及・啓発を行う。

2 エイズ予防事業

各保健センターにおいて、HIV 無料検査（匿名可）やエイズに関する相談などを実施し、年 2 回夜間の HIV 検査も行う。また、別途夜間検査を奇数月第 3 水曜日に市内会場を設け実施する。

さらに、12 月 1 日の世界エイズデーを中心とした 1 週間をエイズ予防週間とし、「エイズに関する正しい知識の普及、感染の予防、患者感染者への偏見・差別の解消を図る」ことを目的としてエイズキャンペーンを実施する。

3 肝炎ウイルス検査

薬害肝炎問題を契機として、国では国民に対し肝炎ウイルス検査の受検を呼びかけており、堺市でも保健センター及び市内協力医療機関において、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業として無料検査を実施する。また、要精密検査者に対し専門医療機関の受診勧奨等のフォローアップ事業を実施する。

4 感染症予防事業

感染症の発生予防に努めるとともに、感染症の患者の人権に配慮し、患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講じ、まん延防止のため防疫対策を実施する。

(1) 感染症分類（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による）

区分	性 質	病 名
一類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から危険性が高い感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1等の特定鳥インフルエンザ）
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、その他政令で定めるもの
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスボリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、*その他省令で定めるもの *新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）等を規定
新型インフルエンザ等感染症	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするものであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの ・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうちかつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、*新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症 *上記「五類感染症」*の新型コロナウイルス感染症を除く。

指定感染症	現在感染症法で位置付けられていない感染症について、一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	(該当なし)
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもの	(該当なし)

(2) 事業内容

ア 感染症患者発生に伴う調査

感染症患者が発生した場合、法に基づき、患者の人権に十分配慮し、すみやかに調査を行い、まん延防止の必要があると認めるときは入院勧告を行う。なお、一類感染症・二類感染症の患者が入院し 72 時間を超える場合には、感染症診査協議会の意見を聴く。また同時に、当該患者の家族等接触者に対して必要に応じて健康調査を実施し、その症状により健康診断を勧める。

イ 海外渡航者に対する健康調査

検疫所等から通知により、海外から帰国後発熱や下痢症状等を呈している者等に対して健康調査及び保健指導を行う。

ウ 感染症媒介蚊の調査

蚊が媒介する感染症の未然防止のため、市内で生息する蚊について定期的に捕集し、蚊の種類と数及び感染症病原体（デングウイルス・ウエストナイルウイルス・ジカウイルス・日本脳炎ウイルス等のウイルスが属するフラビウイルス属および令和 7 年 8 月 19 日以降の調査よりチクングニアウイルスを追加）の保有状況を調査する。

5 風しん感染予防対策事業

風しんの感染予防とまん延防止対策として、特に「先天性風しん症候群」の発症を防ぐため、風しんの抗体価が低い者を抽出し、予防接種につなげる。風しんの抗体検査を保健センター及び市内協力医療機関で実施するとともに、検査の結果、予防接種が必要な者に対し、医療機関での接種費用の一部を助成する。

また、風しんの流行が見られ、平成 31 年 2 月に法改正が行われたことを受け、抗体保有率の低い昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性で、令和 7 年 3 月 31 日までに抗体検査を行い、検査の結果、予防接種が必要な者に対し、風しん第 5 期の予防接種を行う。

食 品 衛 生

(食品衛生課)

概要

食品衛生法第24条の規定に基づき、毎年度、堺市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を定めている。この監視指導計画に基づき、地域の実情と食の安全をとりまく状況を踏まえ、食の安全・安心の確保に向けた効果的かつ効率的な監視指導等を実施する。

1 監視指導の実施体制及び連携の確保

（1）監視指導の実施機関

監視指導計画に基づき、堺市保健所食品衛生課が監視指導を実施する。

（2）府内における連携

食の安全に関わる府内部局と情報の共有や意見の交換を行い、連携を図る。

（3）国との連携

大規模な食中毒の発生時、広域流通食品及び輸入食品の違反発見時等の全国レベルでの対応が必要な場合には、厚生労働省及び消費者庁との緊密な連絡調整と情報交換を行い、連携して対応する。

（4）他自治体との連携

ア 広域にわたる食中毒事件や違反食品の発見時等においては、関係する自治体の食品関係部局と緊密な連携をとって適切に対応する。

イ 食品衛生を所管している府内自治体間で設置した「大阪府域自治体食品衛生主管課長連絡会」等を通して、食品衛生に関する情報の交換や連携を行い、「オール大阪」としての取組を強化する。

ウ 関西広域連合域内において、自動車による飲食店営業の許可基準を統一する運用を開始する。また、域内のいずれかの自治体で統一基準に適合する営業許可を取得すれば、複数府県での営業を認める取組について、関係する自治体と協議を進める。

（5）農林水産部局との連携

原材料や産地の表示等について、食品表示法の品質事項に係る違反の疑いがある場合や、生産段階における食品の安全性確保を図る必要がある場合、近畿農政局や大阪府の関連部局と情報を交換し、監視指導を行う。

（6）試験検査の実施機関

食品等の試験検査は、原則として堺市衛生研究所にて行う。

2 食品等事業者に対する監視指導の徹底

(1) 施設への立入検査

食品等関係施設に対して、業種、施設の規模、取扱品目の状況、危害発生の可能性、食中毒及び違反食品の発生状況に基づいて、対象施設ごとに表1のとおり年間立入回数を設定し、監視指導を実施する。

表1 年間立入回数と対象施設

年間立入回数	対象施設
年2回以上	食中毒・違反食品等原因施設、衛生管理に特に注意を必要とする施設（乳処理業等）、学校給食センター
年1回以上	スーパー等の食品量販施設、広域流通食品製造施設、集団給食施設、大規模調理施設、輸出食品取扱施設、生食用又は加熱不十分な食肉を提供する施設、牛の脊柱取扱施設、食鳥処理施設、事業譲渡により営業者の地位を承継した施設
複数年に1回 (状況に応じて随時立入)	上記以外の食品取扱施設

(2) 食品等の収去検査

市内で製造、加工、流通、販売される食品等について、サルモネラ属菌、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の食中毒菌汚染実態調査や、放射性物質、食品添加物、残留農薬等、特定原材料（アレルギー物質）、生食用食肉等の規格基準の検査を実施する。これらの検査により、違反・不良食品の排除に努め、食品等事業者に対し、科学的な知見に基づく監視指導を行う。

(3) 特に重点的に行う監視指導

ア ノロウイルスによる食中毒の防止対策

令和6年にはノロウイルスに感染している調理従事者の手指等を介した汚染による食中毒事件が多く発生した。このため、調理従事者の手洗いの励行、健康状態の確認、食品の衛生的取扱いについて重点的に監視指導を実施する。

特に、こども園、病院、高齢者福祉施設、職員食堂等の集団給食施設は、ひとたび食中毒が発生すると被害が拡大する恐れがあるため、今年度も一斉監視により、衛生管理の徹底を図る。

イ カンピロバクターによる食中毒の防止対策

鶏肉の生食を原因とするカンピロバクター食中毒は依然として全国で多発しており、本市でも鶏肉の生食（鶏刺し、生つくね等）や加熱不足（たたき、湯引き）を原因とする食中毒事件が発生している。

そこで、居酒屋や焼き鳥店に対して、鶏肉の取扱いについての監視指導を行い、生食用としてではなく、十分に加熱して提供するように注意喚起し、食中毒の発生予防に努める。

ウ 大規模弁当調製施設及び2025年日本国際博覧会関連施設の監視

弁当は、調製から喫食までの時間が長く、施設での衛生管理と喫食までの温度管理が

不十分な場合に食中毒のリスクが高まるため、大規模な弁当調製施設に対し、HACCP に沿った衛生管理の実施状況について確認し、必要な指導・助言を行う。加えて、令和 7 年 4 月開催の 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者が宿泊する可能性がある施設に対して監視指導を行う。

エ HACCP に沿った衛生管理の取組支援

食品等事業者は、衛生管理計画や手順書の作成、衛生管理の実施状況の記録、衛生管理計画の効果の検証及び見直し等を行う必要があり、これらの取組状況を確認する。食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、施設の規模や業態に合わせ、必要な指導・助言を行う。

（4）違反発生時の対応

ア 立入検査時の対応

施設・設備の基準、製造基準、表示基準等の違反を発見した場合、公衆衛生上必要な措置を遵守していない場合等は、その場で改善を指示し、不適切な食品が製造、販売されないように措置を講じる。違反が軽微であって直ちに改善が図られたものを除き、法令違反については書面での行政指導を行い、必要に応じて営業の禁止又は停止の処分を行う。無許可営業を発見した場合は厳正に対処する。

イ 違反食品を発見した場合の対応

法令違反の食品等を発見した場合は、違反食品が使用及び販売されないよう廃棄、回収等の措置を速やかに講じる。また、食品表示に違反があった場合には、是正に必要な措置を講じ、緊急の必要性がある場合には回収等の措置を講じる。

ウ 食中毒等の健康被害発生時の対応

食中毒等の健康被害が発生した場合は、直ちに調査を開始し、発生原因の究明に努める。また施設の改善指示や営業の禁止・停止の行政処分等必要な措置を講じることにより、被害の拡大及び再発の防止を図る。

エ 公表

違反による危害が広域に及ぶ場合や今後さらに被害が拡大するおそれがある場合、行政処分を行った場合、又は食品表示法に基づく指示等の措置を行った場合は、当該事業者の氏名、対象食品、措置内容等について公表する。また、緊急を要する場合や重大な健康被害を引き起こすおそれのある場合には、報道機関やホームページ等を通じて、事業者や消費者へ積極的に情報提供及び注意喚起を行う。

3 食品等事業者による自主衛生管理の推進

（1）HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴う取組

市内事業者の多数を占める小規模な食品等事業者も衛生管理計画を作成し、記録を保存するという、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について理解を深める必要がある。

このため、取組を進めるための手引書や衛生管理ファイルを配布し、施設の特性に合わせた指導・助言を行う。また、リーフレットの配布、ホームページでのオンライン教材の提供等により、食品等事業者が自ら情報を入手して知識を深めることができるよう支援す

る。

(2) 優秀施設の顕彰

事業者の食品衛生意識の向上を図ることを目的として、衛生管理が一定水準以上の優秀な施設に対して、食品衛生優秀施設の標識を交付し、これらの施設をホームページで公表する。これらの優秀な施設から、厚生労働大臣や大阪府知事による表彰の候補に推薦する。

(3) 食品等の回収の届出

事業者が食品衛生法や食品表示法の規定に違反し、又は違反する恐れがある場合に、その食品等を自主的に回収するときは、保健所に届出をすることが義務付けられている。自主回収に着手した場合は、厚生労働省や消費者庁に報告し、速やかに消費者に情報提供されるよう、事業者による主体的な安全確保の取組を促進する。

(4) 食品衛生責任者の実務講習会の開催

施設の衛生管理を担う食品衛生責任者を対象としたオンライン教材を作成してホームページに掲載し、場所や時間にとらわれることなく受講することができるようすることで、施設の衛生管理の向上及び食中毒の防止を図る。

4 消費者、食品等事業者への情報提供及び意見交換の推進

(1) 食品衛生監視指導計画の策定

監視指導計画の策定にあたっては、広く市民の意見を聴取して計画を策定することで、食の安全施策への市民参加を促進する。監視指導計画の実施状況についてはホームページで公表し、食品の検査結果等についても、結果がまとまり次第、速やかに公表する。

(2) 消費者、食品等事業者との意見交換（リスクコミュニケーション）

消費者や市内事業者に対し、食の安全・安心に関する講習会や意見交換会を行い、関係者間の相互理解を深める。

また、幼少期から正しい食品衛生知識を身につけることを目的に、園児、小学生等を対象として、手洗いの重要性や正しい洗い方を伝える教室、食中毒に関する体験学習会等を開催し、楽しく分かりやすい形で食品衛生に対する理解を深める。

(3) 消費者に対する情報提供

ア 食品等による危害発生防止のため、家庭における食中毒予防に関する情報をホームページや広報さかい等に掲載し、情報提供を行う。

またSNSや動画を活用して若年層を中心に幅広い世代に食中毒の注意喚起やきのこや有毒植物、貝毒等の自然毒のリスクについて情報提供し、食中毒防止を図る。

イ 乳幼児や高齢者は食中毒になった際に重症化しやすいため、それぞれの食生活、生活環境を踏まえ、注意すべき点等をまとめ、ホームページ等により情報提供を行う。

ウ 食中毒予防啓発キャンペーンを関係団体と共同で行う。また、各区で開催される区民

まつりに参画し、広く市民に食品衛生の知識普及を図る。

(4) 食品等事業者に対する情報提供

最新の食品衛生知識について、ホームページ、講習会等を通じて、迅速に情報提供を行う。また、食中毒及び食品の安全性を損なうような社会的問題が生じた場合は、関連する食品関係団体に注意喚起や情報提供の文書を送付し、食の安全確保に向け情報発信に努める。

5 食品衛生業務に係る人材の育成及び資質の向上

食品衛生監視員は、厚生労働省や関係機関が実施する研修等に積極的に参加して食品衛生に関する専門的知識や最新の情報を習得し、日常の監視業務に還元する。

また、食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理に係る助言及び指導を行う食品衛生監視員を育成・強化するため、職場内で講習会等を実施する。

狂犬病予防と動物の愛護及び管理

(動物指導センター)

概要

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（以下「府条例」という。）及び堺市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）に基づく狂犬病予防業務、動物の愛護及び管理業務を行い、公衆衛生の向上と、ペットによる飼育場所周辺の人・ものへの危害を防止し、人と動物が共生できる社会をめざす。

1 狂犬病予防

(1) 飼い犬の登録と予防注射

狂犬病予防法により、飼い主は、生後91日以上の犬に終生1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を実施し、犬鑑札と注射済票を首輪等へ装着する義務がある。

市に登録されている犬の飼い主には毎年3月下旬に狂犬病予防注射のお知らせを送付し、4月から6月の狂犬病予防注射実施期間内に予防注射を実施するよう飼い主への啓発を行う。また、4月に狂犬病予防集合注射を市内協力動物病院で実施する。

動物指導センター及び各区保健センター、委託動物病院で、登録（鑑札交付）と狂犬病予防注射済票の交付を行う。

(2) 放浪犬の収容

放浪犬による市民の被害を防止するため、市民等からの通報に基づき、保護収容業務を行う。

(3) 飼い犬咬傷事故対応

飼い犬が咬傷事故を起こした場合、飼い主は『飼い犬咬傷届出書』を市長に届け出るよう府条例第4条第3項に定められている。届出を受理した動物指導センターでは、原因を飼い主とともに考え、事故の再発防止に取り組む。

2 動物の愛護及び管理

(1) 飼育動物の適正飼育啓発

動愛法及び府条例では、飼い犬の係留、捨て犬、捨て猫等の禁止及び飼育動物による迷惑行為の禁止等を飼い主に義務づけている。ホームページ、広報紙など各種媒体を活用して飼育動物の適正飼育について啓発を行う。個別の不適正飼育などの通報に際してはその趣旨等を説明し、正しい飼い方の指導や啓発を行う。

（2）動物愛護教室の開催

小学生を対象とした体験型の学習の機会を設け、センターに収容されている犬猫とふれあい、動物の体のつくりや特徴を学び、ヒトとの違いを知ることで、動物愛護意識の向上を図る。

（3）動物愛護フェアの実施

動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるため、堺市獣医師会との協働により、譲渡猫とのふれあい体験コーナーの設置、さかい動物愛護写真展及び動物慰靈碑への献花などを主な内容とした動物愛護フェアを実施する。

（4）所有者不明の犬猫の引取り・傷病動物等の収容

市内で保護された飼い主不明の犬・猫の引取りや、市内の道路、公園、広場その他の公共の場所で、疾病に係り若しくは負傷している犬・猫等の収容を行う。

（5）飼い犬・飼い猫の引取り

飼い主が犬・猫を適正に飼い続けることができなくなったとき、犬・猫の引取りを行う。

飼い犬・飼い猫の引取りにあたっては、引取りを求める飼い主に事前にその理由を聞き取り、その事由がやむを得ないかどうかを判断し、やむを得ない場合のみ、引取り日時を指定し、引取りを行う。

（6）収容動物の保管・返還・処分

収容した犬猫は、狂犬病予防法、府条例及び市条例に定めるところにより2日間公示した後、公示期間満了の日の翌日までに犬猫の所有者が判明しないときは処分する。

犬猫の所有者から返還の請求があった場合は、条例に基づき返還する。

（7）収容犬猫の譲渡

センターに収容後、処分可能となった犬・猫について、必要な治療等を行う等により、可能な限り新たな飼い主へ譲渡するよう取り組む。また、犬や猫を飼育が困難となった人の情報と、新しく犬や猫を飼いたい人の情報を登録し、その情報を相互に交換して新たな飼い主へつなぐ「犬猫譲渡登録制度」を実施している。

令和6年度より導入した子猫のミルクボランティア制度を活用し、今まで救うことのできなかった命をつなぎ、譲渡に取り組む。また、犬の馴化訓練ボランティア制度を活用し、訓練を受けた犬1頭が新たな家族に迎えられたことから、引き続きセンターでの馴化が難しかった犬の譲渡も継続する。

（8）地域猫活動への支援

環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に掲載された所有者のいない猫（野良猫）対策である地域猫活動を市内で普及・推進するため、「堺市地域猫活動ガイドブック」に基づき、地域猫活動を実施するグループを対象に、不妊去勢手術費用の一

部を助成や、保護檻の貸し出しなど活動の支援を行う。また、地域猫活動の補完事業として、公益財団法人どうぶつ基金の実施しているさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）に令和6年1月より参加し、飼い主のいない猫に不妊手術を行う団体へ不妊手術チケットを交付する。

（9）動物取扱業及び特定動物飼養保管施設への監視指導

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対し、動物を適正に取り扱って事業を実施するよう、事業所や飼養施設等への定期的な立入検査や、監視指導を行う。

また、特定動物の飼養者が適正に特定動物の飼養保管を行うよう、特定飼養施設への立入検査や、監視指導を行う。

3 動物指導センターの施設更新（建替え）

昭和49年に建築された動物指導センターの施設は、老朽化と動物愛護を推進していく上の機能不足といった課題がある。

市民の動物愛護意識の向上、動物の適正な飼養及び管理の推進により、人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護の推進拠点としての動物指導センターの施設更新（建替え）を行う。

令和7年度は、更新施設の設計業務が完了し、建築場所の測量調査を実施する。

4 動物愛護寄附金の募集

収容動物の飼育や治療・検査等の費用など収容動物の殺処分の削減や地域猫活動など、本市動物愛護行政の推進に活用するため、ふるさと納税制度を活用した寄附金を募集する。

集まった寄附金は、収容動物の飼育や治療・検査等の費用、地域猫活動支援等に加え、動物指導センター施設更新（建替え）費用の一部にも活用する。

また、10月から3か月間、クラウドファンディングを実施して、寄附金を募集する。

生活衛生

(生活衛生課)

概要

市民が安全・安心で快適に暮らせる生活環境の維持・形成を目的として、環境衛生関係営業施設、貯水槽、特定建築物等に対する衛生対策の推進や、家庭用品の安全確保に関する取組を実施する。

また、感染症の媒介となるネズミや蚊、ハチ類などの衛生害虫に関する相談対応や防除・駆除に向けた指導・情報発信を行うとともに、地域住民による自主的な蚊の防除活動への支援、浸水害による被害家屋等の消毒、感染症媒介蚊類の調査監視の一環として蚊の捕獲調査などを実施する。

1 営業六法関係施設などの衛生指導

旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、墓地、遊泳場、温泉利用、動物飼養施設等、住宅宿泊事業及びペット霊園などの諸法令・条例などに基づく許認可事務、立入検査並びに必要に応じた科学的監視を実施する。

- ・理美容所、公衆浴場及び共同浴場を持つ宿泊施設に対しては、衛生知識の普及啓発のための衛生講習会を開催する。また、営業六法施設の衛生水準の向上を図るため施設を表彰する。
- ・公衆浴場及び遊泳場については、十分な衛生管理が確保出来ないと利用者への健康被害を引き起こす可能性がある。そのため、営業者等へ衛生管理の徹底を図るとともに、各施設に対しては、レジオネラ対策として定期的に採水検査を実施し、その結果をもとに指導を行う。遊泳場については、遊泳者に対する安全対策についても継続的に監視指導して行く。
- ・ラブホテル建築等規制条例の運用等については、まちづくりの観点から関係部局との連携を強化したなかで適正な条例の運用を図る。
- ・住宅宿泊事業法の円滑かつ適正な運用を図るため、関連部局との連携を強化し対応する。届出施設に対しては、適正な運営がなされているかについて定期的に監視を行う。

関係法律：旅館業法 興行場法 公衆浴場法 理容師法 美容師法 クリーニング業法

墓地、埋葬等に関する法律 温泉法 化製場等に関する法律 住宅宿泊事業法

関係条例：大阪府遊泳場条例 堺市ラブホテル建築等規制条例 堺市墓地等の経営の許可等に関する条例 堺市旅館業法施行条例 堺市興行場法施行条例 堺市公衆浴場法施行条例 堺市理容師法施行条例 堺市美容師法施行条例 堺市クリーニング業法施行条例 堺市化製場等に関する条例 堺市住宅宿泊事業に関する条例 堺市ペット霊園の設置等に関する条例

2 貯水槽等の適正管理指導

- ・安全で安定的な給水を確保するため、水道法に基づき専用水道施設への立入検査を実施する。特に地下水を使用している施設については、定期的に水質検査を実施し監視指導を強化する。
- ・簡易専用水道の設置者、管理者に対しては、法定検査の受検指導並びにその結果により、不適切な箇所について改善指導を行う。また、1年以内に1回の清掃を定期的に行うことなど管理基準の遵守について啓発・指導する。
- ・小規模貯水槽水道の設置者、管理者に対しては、上下水道局と連携を図り衛生的に問題のある施設について改善指導を行う。
- ・特設水道については、現状では該当施設はないが、今後、設置相談等があった場合には、大阪府特設水道条例に基づき布設及び管理の適正化を図るため啓発や指導を行う。

関係法律：水道法

関係条例：大阪府特設水道条例

3 建築物の衛生管理指導

建築物衛生法に基づく特定建築物の空気環境、給水・排水、清掃、ねずみ・害虫防除等の維持管理について、法に基づく立入検査を行い、多数の者が使用、利用する建築物の衛生的な環境の確保を図る。

関係法律：建築物における衛生的環境の確保に関する法律

4 净化槽の維持管理指導

浄化槽については、公共用水域の水質の保全を図るため、浄化槽法に基づく維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の指導や必要に応じて水質検査による監視指導を行う。

特に定期検査については、浄化槽所有者、管理者に対して受検指導を行い、併せて現場調査を実施する。

本市の区域内において浄化槽の保守点検を業とする者に対しての登録事務を行う。

関係法律：浄化槽法

関係条例：堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

5 家庭用品安全指導

衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品などの家庭用品に含有されている有害物質で起こる健

康被害を未然に防止するため、試買試験（製品を買い上げて本市衛生研究所で検査を行う。）による監視指導を行う。効率的な試買試験を実施するため、大阪府・保健所設置市相互の連携を図り、試買品目の選定、試験成績、違反状況などの情報交換を行う。違反した家庭用品の製造、輸入、販売業者に対しては、家庭用品の回収・廃棄などの指導を行う。また、家庭用品に関する市民からの苦情相談については、消費生活センターと連携し対応する。

関係法律：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

6 ネズミや衛生害虫などの相談・助言指導及び防除事業

（1）相談・助言指導

ネズミや衛生害虫などの市民相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、害虫などの同定を行うとともに、発生状況や被害状況を確認し、その種族の特性に応じた生態の説明や対処方法について助言指導を行う。

（2）散布機材・捕そ器の貸出

ネズミやハチ類などの害虫が発生した際、相談者が自主的かつ適切に対処できるよう、申出に応じて薬剤散布機材やネズミ捕獲カゴ、ハチの防護服などの貸し出しを行う。

（3）地域住民による蚊の防除活動への支援（地域実践活動）

自治会などの地域住民が自主的に蚊の発生を防ぎ、快適な住居環境を確保することができるよう、申請に応じて公道上の雨水集水枡に投入する防除薬剤を無償提供し、あわせて蚊類の生態及び私有地内における効果的な防除方法などの助言指導を行う。

（4）蚊の捕獲調査

蚊による感染症の蔓延を未然に防止するため、感染症対策課主管のもと、衛生研究所と連携し、市内に分布する蚊の生息状況並びに感染症病原体保有状況などを調査する。

（5）スズメバチやセアカゴケグモの生息調査

スズメバチの発生が多い南区や東区で、ハチを捕獲するハチトラップを設置し、発生・生息状況を調査する。

また、未だ問い合わせが多いセアカゴケグモについては、市立幼稚園（4園）で年2回、各小学校校区（R6年度は89校区）の公園1箇所で年3回、生息調査を実施し、あわせて駆除も行う。

（6）空家調査業務

市内の空家における害虫発生の苦情に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、依頼内容の聴取、現地の状況確認、所有者の調査及び空家の適正管理における助言等の通知文を送付する。

(7) パネル展示等による情報発信

ハチの活動が始まる5月からハチの相談が増える9月頃に各区のホームセンター等の商業施設において、パネル展示と衛生害虫相談会を開催（1店舗においては標本教室を実施）する。

(8) ハチ標本教室

夏休み期間中、こどもと保護者の参加を募り、ハチの標本教室を実施する。

ハチトラップで捕獲したスズメバチで標本を作製し、あわせて、参加者にハチの生態や対処方法を情報発信し、ハチ等への正しい理解を促す。

(9) 住居環境改善援助事業

保健福祉総合センターから相談を受けた高齢や障害等で日常生活の自立が困難で、害虫などの発生により衛生環境が損なわれた世帯を対象に衛生害虫などを駆除し、感染症の発生及び害虫被害の拡大防止を図る。

(10) 消毒処理

豪雨などによる浸水被害に対して、浸水による健康被害や感染症の発生を防ぐため、管理部署と連携し、迅速に消毒作業を行う。

また、大規模水害の発生時には、迅速で的確な消毒処理ができるよう、大阪府ペストコントロール協会との防疫業務の協定に基づき、即応できる体制の構築に努める。